

令和4年度さんねつと事業計画

地域生活支援センターさんねつと

1. 基本方針

地域生活支援センターさんねつとは、利用者ニーズに立脚したサービス等利用計画の作成及び柏原市からの委託相談支援事業所として、障がい児者が安定した福祉サービスを利用し、地域の中で充実した生活が送れるよう支援を行う。

また、法人内においても相談支援事業所の機能を活かし、武田塾・高井田苑・ホームにじとの連携を図る。

2. 運営方針

(1) 相談事業について

相談支援専門員としての専門性の向上を目指し、各種研修の受講、内部での事例検討会議の定期開催を行う。また、一般相談支援事業（地域移行、地域定着）のニーズ等の把握を行い、事業継続の必要性を検討する。

(2) 柏原市内各事業所等との連携について

柏原市自立支援協議会及び各部会へ積極的に参画することにより、関係機関、事業所との連携強化及び利用者のニーズ把握とその実現に取り組む。

(3) 当事者・余暇支援について

じゃむの会、さえらの会、わおんの会については、新型コロナウイルス感染状況や利用者のニーズ等を考慮しながら、取り組み内容などの見直しをおこなう。なお、結いの会、さをり織りについては休止する。

(4) 法人内連携について

武田塾、高井田苑、ホームにじの利用者支援及び地域の障がい者からニーズが高い短期入所事業の活用について、より良い支援に向けての協議・連携を進める。

(5) 新型コロナウイルス感染対応について

新型コロナウイルス感染禍において、相談支援事業所としてできる限りの利用者の健康及び生活の維持のための支援を行う。

3. 特別強化事業

(1) 相談支援事業の標準化と事業の安定運営

障がい者（児）支援における相談支援の標準的な在り方（標準化）を確定するとともに、柏原市におけるさんねっとの位置づけをより明確にする中で、人員体制や計画相談のあり方等の検討を踏まえながら、事業存続の礎を作る。

(2) 法人内連携の強化

「高井田苑」、「ホームにじ」との連携の継続及び障がい有すると思われる「武田塾」児童の卒業後の支援に向けた検討、協力を行う。

令和4年度事業一覧

<さんねっと>

事業名	事業内容
柏原市障害者相談支援センター運営事業	市内在住の障害児者に対して、福祉サービスの利用、社会資源の活用、専門機関の紹介等の相談支援を行う。
特定相談支援事業（計画相談）	障害福祉サービス等の利用についてのサービス等利用計画案の作成等を行い、申請についての支援等を行う。
指定障害児相談支援事業（障がい児計画相談）	障害児に対してサービス計画案の作成等の支援を行う。
一般相談支援事業（地域移行、地域定着）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援 精神病院入院中又は施設入所中の障害者が、地域での生活に向け、住居探しや地域での生活に必要な支援を行う。 ・地域定着支援 居宅において単身等で生活する障害者に常時の連絡体制を確保し、生活が安定・定着するまでに必要な支援を行う。
社会参加の促進 余暇活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・じゃむの会（3か月1回） 屋外での余暇活動を中心とした利用者主体の事業 ・さえらの会（月1回） 室内での手芸や調理等の社会参加活動 ・わおんの会（月1回） 障害児を対象に、音楽療法、保育活動を通して発達支援を行う事業 <p>※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、休止する場合あり</p>